

高岡厚生センター食育教材貸出し要領

- 1 目的
地域における食育活動を推進するため、高岡厚生センターに整備した食育教材（以下「教材」という。）を、関係機関、団体等が実施する食育活動に関する各事業へ貸出しを行う。
- 2 貸出し教材
貸出しする教材は、食育教材リストにより別に定める。
- 3 申込み方法
教材の貸し出しを受ける者（以下「借受人」という。）は借用書（様式1）に所定の事項を記入し、高岡厚生センターへ提出する（FAX可）。
- 4 貸出しの決定
申込みを希望する場合は、事前に電話にて貸出し状況を確認した上、申し込みを行うものとする。
- 5 貸出し期間
原則として、1回の貸出し期間は10日以内とする。
- 6 使用料
無料とする。
（但し、借受人の都合により、郵送等の方法をとる場合の送料については、借受人の負担とする。）
- 7 教材の破損等
借受人は、教材を紛失または破損した場合は、情状によってその損害を賠償または修理して返却しなければならない。
- 8 その他
この要領に定めない事項について、疑義を生じた場合は、貸出人、借受人協議の上、決定するものとする。